

声 明

2017（平成29）年7月26日
吉野ヶ里メガソーラー発電所の移転を求める佐賀県住民訴訟
原告団・弁護団

本日、最高裁判所（第三小法廷）は、私たちが申し立てた上告及び上告受理申立てを退ける決定を下しました。

事件記録が最高裁に到着したのは本年4月17日ですので、最高裁は僅か3か月の審理期間で上告棄却、上告不受理を決めたこととなりますが、平成25年4月23日の第1陣提起から約4年間に及ぶ裁判で提出された膨大な資料を、この僅かな期間で十分に審理が尽くされたとは到底考えられません。

私たちは、この間、最高裁に慎重な審理を求める要請書を提出すべく準備を進め、すでに全国から相当数の署名が寄せられていましたが、この要請書を提出する間すら与えないこのたびの拙速な審理に対して強い憤りを禁じ得ません。

このたびの最高裁の決定によって、吉野ヶ里メガソーラー事業用地の造成工事において地中に存する埋蔵文化財が物理的に破壊されたことが一応推認されたとしても文化財保護法上の違法は認めないなどとした一審佐賀地方裁判所の判断や、文化財保護法94条、97条が定める諸手続きに違反があっても吉野ヶ里メガソーラー計画にかかる財務会計行為の違法性には影響しないなどとした二審福岡高等裁判所の判断が確定することになりました。

このような文化財の価値や文化財保護法の趣旨を著しく軽んじた一連の司法判断は、我が国の文化財保護法制が抱える重大な欠陥と、文化財の保存に向けた継続的な市民運動の重要性を再認識させるものであり、すでに吉野ヶ里遺跡群の保存に向けた市民運動は加速度的に進んでおり、平成28年6月に佐賀市内で開催された文化財保存全国協議会総会においては、吉野ヶ里遺跡群を中心とした北部九州の弥生遺跡群の世界遺産登録を目指すことが決議されました。

私たちは、このたびの司法判断によって示された課題を再認識し、より広範な市民、専門家などと連携して、文化財保護法制の抜本的な見直しと、我が国が世界に誇る吉野ヶ里遺跡群を後世に残す重厚な市民運動を進めていく決意を新たにします。

以上